

本論文「多言語資料の比較に見る 18 世紀東アジア・東南アジアの文化交渉——スールー王国と清朝を中心に」は、現在のフィリピン南部に 15 世紀から 20 世紀初頭にかけて存在したスルタン制の国家であるスールー王国（マレー語で negeri suluk, 中国語では「蘇祿」）に着目し、18 世紀における同王国と中国およびヨーロッパ諸国との相互交渉のあり方を中国語、ヨーロッパ諸語、それに現地語であるアラビア文字表記のマレー語（ジャウィ）など、多言語の文書資料に依拠しつつ探ろうとした斬新で意欲的な研究である。

従来、スールーの人々は主としてヨーロッパの側から、マニラのスペイン政庁やオランダ・イギリス両東インド会社の活動に反抗し、奴隷の確保や海賊・掠奪行為に積極的に関わる抵抗勢力としてのみ捉えられがちであった。それに対し本論文は、東アジア・東南アジアの境界を超えて往来するスールーの人々が主語となる歴史叙述、小さな世界から見る世界史構成を目指すべきだとの問題意識から出発して、彼らと中国福建省の役人やイギリス東インド会社代表とのやり取りを示す中国語や英語の外交文書を、対応するジャウィ文書との比較も交えつつ分析し、情報の伝達や意思疎通の現場を叮嚀に再現してゆく。それは、より広い視野から見ると、アラビア文字文化圏と漢字文化圏およびヨーロッパ諸語文化圏という複数の文化圏の臨界面における接続の過程を、異文化接触・異文化摩擦の観点から捉え直そうとする試みとも評価しうる。

本論文は全五章と「補論」、その前後に置かれた「序」と「結」、それに詳細な「凡例」と関連地図 4 点、表 1 点（18 世紀中国に届けられた蘇祿王国の国書類の所在あるいは採録資料一覧）、図版 10 点、参考資料（スールー王国のスルタン一覧、ジャウィ文書中の語彙、資料一覧）から構成され、A4 判で xix+313+55 頁、文字数にして 44 万字（400 字換算で 1,100 枚相当）に達している。課程博士論文としては異例とも言えるこの分量からも、本稿が筆者の長年に亘る真摯な努力と丹念な研究の集大成となっていることが窺われよう。

「序」でスールー王国の概要、使用言語、地域概念、先行研究の紹介と資料概説を行なったのち、第一章「スールー（蘇祿）についての諸記録」で筆者は、中国語、スペイン語、イタリア語、英語、日本語の諸資料を対照しつつ、18 世紀までの現地の人々の風俗習慣や言語状況、産物や交易品などを再現し、そこを舞台に、日本列島をも含む広範な地域の雑多な人々との交渉が繰り返されてきたこと、また書き手によってスールー像が大きく異なっていたことを示している。

第二章「18 世紀、大清皇帝に届けられた国書（表文）の比較（1）——蘇祿国の漢字表記の中国語版を中心に」および第三章「18 世紀、大清皇帝に届けられた国書（表文）の比較（2）——南掌国、琉球国を中心に」では、清の雍正帝・乾隆帝の許に届けられたスールー国王の雍正四（1726）年、乾隆十八（1753）年、二十七（1762）年付の漢字表記の中国語の表文、ならびに現在のラオスにかつて存在した南掌の国王による雍正七（1729）年付表文の漢字音写版、琉球国王の雍正二（1724）年付漢字表記の中国語表文を取り上げ、その内容や形式を紹介すると同時に、相互の比較対照を試みる。その結果、スールー王国の表文の特徴として、呂宋（マニラのスペイン政庁など）との諍いや、中国への編入の希望、禁制品を含めた諸物件の請願などが記されていること、文言の点で他国の表文を参考にした可能性があることなどが明らかにされた。また、一般に外国の表文をはじめとする公文書には中国暦の使用が義務付けられていたにも拘わらず、雍正四年の表文

にはイスラーム暦が使用されており、しかもそれが格別問題視されていなかったらしいことも指摘されている。

第四章「中国語資料に見るスールー王国の国書類の翻訳に関わる諸問題——漢字表記の中国語への翻訳を中心に」は、硃批奏摺と呼ばれる上奏文を中心とした中国語諸資料をもとに、スールー王国の外国語版表文が中国語に翻訳される過程を明らかにする。18世紀中国には通事養成制度や『華夷譯語』のような対訳語彙集が存在していたものの、それとは裏腹にスールーとのあいだの翻訳体制は十分に整備されてはいなかった。そうしたなか、スールーの表文が不備のため返却される場合もあった半面、乾隆二十七（1762）年の事例のごとく、スルタン側も福建省の役人も臨機応変の対応をし、「用印空白」すなわちスルタンの印のみ捺してある白紙の文書を持参して、福建到着後に適宜の人物に漢字表記の中国語の表文を作成してもらおうといった方法が通用する可能性も存在したことが示唆される。

第五章「スールー王国のイスラーム暦 1198 年（西暦 1784）付ジャウイ文書——漢文資料との内容の比較」では、乾隆四十九（1784）年にスルタンから福建省に届けられたマレー語のジャウイ文書に焦点を当て、関連する中国語文書と対照しつつ内容の比較検討を行なう。ここでは、スールーと中国との交易に関与しながら代金を騙し取った王三陽という人物をめぐり、スルタンから出された要望への中国側の役人や皇帝の対応が適切になされ、大筋において相互の意思疎通が図られていたことが明らかにされる。ただし、役人の皇帝への上奏文はジャウイ文書の直訳ではなく、謙讓表現が付加されたり、中国側が事前にスルタンに宛てて出した文書の内容に合うよう、都合よく書き改められたりした部分も存在したという。

補論「スールー王国スルタンとダルリンブルの交わした文書——1761年、ジャウイ文書と英語文書の比較から」では、スルタンらと東インド会社の代表アレグザンダー・ダルリンブルとのあいだで結ばれた最初の協定である「友好と通商に関する諸条項」を取り上げ、ジャウイ版と英語版の両文書を丹念に読み比べながら、文言の異同の背後にある両者の認識のずれを明らかにした。そのさいには、ジャウイ版を参照せず英語版のみに依拠した場合の、一面的な解釈の危険性も示唆される。また、中国とは異なり、東インド会社はスールーの土地所有や雇用契約、裁判権などにまで踏み込んだ協定を求めていることも指摘されている。

「結」では、各章の内容を回顧すると同時に、今後の研究の方向性について、具体的資料の提示を交えつつ若干の展望が述べられている。

このような構成と内容を持つ本論文の特徴としては、以下の諸点が挙げられる。

第一に、難解な漢文史料を丁寧に読み解き、訓み下し文と日本語訳を示してその解釈を明らかにするのみならず、個々の文言の典故や故事、ないしは術語に逐一説明を付し、専門外の幅広い読者にも理解できる形に提示した点。最近の中国史研究の方向とは異なり、すべての漢文史料にあえて訓み下し文を付した筆者の努力は特筆に値する。また、表文のような外交文書中の典故の周到な指摘は、個々の語彙の背後に蓄積された文化的伝統の厚みを示す結果にもなっている。語注の多さについては、中国史の研究者から見ると煩雑ではあっても、漢字圏としての常識的な馴染み深さに安住せず、ジャウイと漢文史料を等距離に置いている点が新鮮で、一種の異化作用があるとの評価もなされた。

第二に、これまで注目されることのなかったジャウイ文書を発掘し、語注を付し、日本語訳を作成し、漢文史料や英語文書の相対化に利用している点。ジャウイ文書は日本でも最近になってようやくその価値が認識され始めたばかりだが、アラビア文字表記でアラビア語の文言も多く含まれるため、現代マレー語の知識だけでは現地の研究者にとってさえ読解は困難である。筆者は

その困難を克服して、全体に首尾一貫した解釈を施すことに成功している。とくに、ジャウイ文書のなかに埋もれていた「(王) 三陽」「(楊) 得意」といった中国語の人名や「総督」「部院」などの官職名の復元は、マレー語と中国語の双方に通じた筆者によって初めて可能になった成果だと言ってよい。それは、筆者が意図するスールー側から見た歴史叙述への第一歩になるとも評しうる。

第三に、以上のような史料読解の結果として、スールー王国と中国やヨーロッパ諸国など、複数の言語圏が接触・交錯する交渉の現場に分け入り、その実相を解明してみせた点。文書史料のなかから、スールーのスルタン、中国の皇帝や役人それぞれの思惑のみならず、交易や交渉に携わる商人や使節たちの生々しいやりとりの様相が浮かび上がってくる過程は洵に興味深い。とくに、従来の朝貢貿易論では明らかにされていなかった、面倒な手続きを介さない交易のあり方や、表文の翻訳をめぐる使節と役人とのあいだでの柔軟な対処の仕方などが提示された点は大きな貢献である。

だが、優れた本論文にも若干の不足がないわけではない。審査会では、全体が細部描写に傾く結果、ともすると大きな見取り図が見えにくくなっているという指摘が複数の委員からなされた。例えば、明代と比較した場合の18世紀の時代的特徴は何か、あるいは、国際的状況の動きのなかで、スールーにとっての中国、中国にとってのスールーの位置づけはどう変化してゆくのか、といった大局的視点があれば、読者の理解はより深まったであろう。また、「ムーア」「モロ」と呼ばれる人々の実態についても、東南アジアのみならず、インドや北アフリカまでも含めた世界大の視野で捉える必要があるかもしれない。他方、詳注があまりにも多領域に亘っているため、対応が一個人の力量を超え、個々の分野の専門家の立場からすると、必ずしも最新の研究状況を反映していない場合が見られるとの指摘もあった。

しかしながら、これらは本論文の学術的価値を損なうものではなく、将来、若干の補訂を経て刊行されれば、この分野での研究を大きく前進させるものであるとの認識で審査委員会は一致した。従って本審査委員会は、全員一致で本論文が博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定する。